

生物多様性戦略（案）の策定について

平成 22 年 10 月 13 日
環 境 局

1 概要

平成 20 年 6 月に制定された「生物多様性基本法」第 13 条では、地方公共団体に「生物多様性戦略」の策定を努力義務として規定しており、本市においても「北九州市生物多様性戦略（北九州市自然環境保全基本計画改訂版）」（以下、「戦略」という。）を、下記の考え方により策定することとしているが、この度、戦略案に対するパブリックコメントを行ったので、その結果の概要を報告するもの。

2 策定の基本的な考え方

本市では、既に、平成 17 年 9 月に政令市として初めて「北九州市自然環境保全基本計画」（以下、「計画」という。）を策定しており、計画において、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進することとしている。計画は、

(1)法 1 条に定める目的合致、

(2)法 13 条第 2 項で規定される生物多様性地域戦略の要件を全て網羅、している。このため、本市の戦略の策定にあたっては、計画を踏襲することを基本とし、

計画においてデータ・施策の更新等が必要なものについて改訂

平成 21 年 3 月に策定された、北九州グリーンフロンティアプランにおける自然分野での低炭素社会の取組みを追加

し、本市の戦略とする。

3 パブリックコメント結果

(1)実施時期 平成 22 年 6 月 21 日から 7 月 20 日まで

(2)意見提出状況

ア 提出者	3 人
イ 提出意件数	6 件
ウ 提出方法	全て電子メール

(3)提出された意見の内訳

ア 総論的な意見	1 件
イ 現状と課題に関する意見	1 件
ウ 個々の施策に関する意見	4 件

(4)提出された意見の概要と市の考え方 別添のとおり

[提出された意見の概要と市の考え方]

項目	キーワード	意見数	市民意見の内容	市の考え方
総論	基本目標	1	5つの基本目標に、次の5つを追加し、再度グルーピングして欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の健全な生態系の保全 ・生態系ネットワークの形成 ・自然再生事業の推進 ・都市における生態系の確保 ・地域在来種・固有種の調査と保全 	ご提案の新たな5つの目標については、現在の5つの目標にぶら下がる基本施策(大項目)に含まれる内容であるため、新たに基本目標を追加することは考えておりません。 その上で、基本施策(大項目)のうち、以下の施策について、更に明確化するため、表現を改めます。 ・「曾根干潟の環境保全」→「地域固有の生態系の保全と利用」 ・「多様な生物の宝庫である山地・河川・海の環境保全」→「生態系ネットワークの形成」 これに伴い、基本施策(中項目)のグループ化を再編します。(概要版p12)
現状と課題	現状把握	1	豊かな自然環境に恵まれた本市は。地形・地質的に見てもとりわけ多様性に富む地域である。 私たちは、生物多様性の土台が地質多様性にあることに着目し、GEO(地球、大地の意)の視点を組み入れた環境教育プログラム作りを計画している。 北九州発の”ジオパーク構想(22年7月18日、いのちのたび博で開催されるジオシンポジア2010in北九州)ともリンクさせながら、3年計画で活動に取り組んでいく。	貴団体の活動で何かお手伝いできることがありましたら、戦略の推進母体である「北九州市自然環境保全ネットワークの会」(概要版p20)による、ソフト面、人的面の支援が可能です。
個々の施策	大規模事業の実施に伴う環境配慮	1	都市計画道路6号線の建設によって、曾根干潟に飛来する野鳥に大きな影響があるのではないかと懸念されている。建設計画は、交通の利便性や産業振興を重視したものになりそうである。 今後、このような道路建設計画に対しては、計画自体に反映されるような、生物多様性戦略でなければならない。計画を変更させられるような強い戦略であることを切に望む。	大規模な事業の実施に際しては、環境影響評価法又は北九州市環境影響評価条例に基づいて環境アセスメントが行なわれ、その結果を踏まえ、環境への負荷を出る限り低減するための環境保全措置が実施されることとなります。(概要版p19) 一方、国においては、大規模な事業の計画や構想(事業予定地の選定など)段階からアセスメントを行なう「戦略的環境アセスメント」の導入に向けた議論が行なわれており、さらなる環境配慮が期待されています。 市としては、こうした法や条例等に基づいて適切に対応していきたいと考えています。

項目	キーワード	意見数	市民意見の内容	市の考え方
個々の施策	平尾台の保全と利用等	1	平尾台の利用にあたっては、規制の一線を越えないことが重要。保護を最優先した上での、平尾台の利用に留めるべきである。 市内には、国立、国定の自然公園が広範囲にあるが、全て北九州市の貴重な財産である。その保護については、国や県に管理や責任を委ねるのではなく、時には北九州市がイニシアチブをとるくらいの積極性が必要だ。	平尾台については、福岡県平尾台観察センターなどの現地施設や関係機関と連携を図り、自然の保全に向けた取組みを実施していきます。(本編p4-3) 国立、国定公園については、法律上国や県が管理等を負うこととなっていますが、本市では、市と民間団体等で組織する「北九州市自然環境保全ネットワークの会」(本編p5-1)がイニシアチブをとり、自然公園などの保全に取り組んでいきます。
	外来生物対策	1	北九州市が本気で外来生物対策に取り組むのであれば、市民団体などを巻き込んだ「外来魚駆除大作戦」や「外来魚買い上げ制度」などを検討されてはどうか。 生物多様性を守るには欠かすことの出来ない外来生物駆除を、他に例のない一歩進んだ対策で実施することこそ、北九州市に相応しい外来生物対策と言える。	外来生物法により、特定外来生物については、主として国が中心となり、防除を促進することが規定されていますが、本市も国や県と連携し、防除を行っていきます。(本編p4-18) 本市が、平成19年度から市民団体と協働して実施している「釣って、食べてみよう外来魚～外来魚問題を考える～」(キャッチ&イート)(本編p4-17)は、外来魚を美味しく食べることによって、その防除につなげていこうという啓発の取組みであり、近隣市町では例がない取り組みであることを考えれば、この取り組みも一歩進んだものと考えています。
	響灘ビオトープの利用、整備、運営	1	(利用)自然観察以外の利用を禁止し、入場制限を設け、禁止行為の徹底を行うなど、厳しいルールが必要だ。大がかりなイベントを開催するのはもってのほか。 (整備)湿性植物のガマやヨシは、放っておくと水面を覆い水鳥が棲みにくくなるので、自然保護団体などの協力を仰ぎ、定期的な刈り取りが行う必要がある。 (運営)経費節減目的による指定管理者制度ではなく、行政の直轄運営か、ビオトープの環境保全に造詣の深い民間団体に委託すべき。	響灘ビオトープは、野鳥が多く飛来し植物や昆虫等の生物が生息する自然が形成されており、「緑の回廊」の拠点として、整備をしていきます。また、トンボや野鳥の観察会など通じて、来園者に自然の重要性を認識していただくことを目的としています。(本編p4-29) 響灘ビオトープの利用、整備、運営方法については、今後検討を重ねていきます。
	合計	6		